

# 令和3年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業概要

### (1) 目的

市民課及び国保年金課窓口の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、モニターを設置し、広告及び行政情報を放映することで、自主財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (2) 事業名

令和3年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業

### (3) 事業内容

別添1「令和3年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書」のとおり

### (4) 設置場所

ア 弘前市役所 本庁舎内

①市民課

②国保年金課

イ 弘前駅前公共施設 ヒロロスクエア内

①総合行政窓口

### (5) 事業期間

契約締結の翌日を開始日とし、システム運用開始日から5年間

### (6) 費用負担

設置事業者は、次の費用を負担してください

ア 行政財産使用料、広告放映料

広告放映モニターの設置に係る行政財産使用料は弘前市公有財産規則及び弘前市行政財産使用料徴収条例に基づく額とします。

広告放映料は月額10,000円とします。

※広告放映期間が1ヵ月に満たない場合においても月額10,000円とします。

イ 電気料

製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出した電気料金とします。

ウ 設置費用

番号案内表示機の設置に係るすべての費用（電源工事が必要な場合、その費用も含む）

エ 現状回復費用

設置期間終了後の原状回復に係る費用

オ その他

運用にかかる全ての費用

## 2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とします。

- (1) 令和元年4月1日から令和3年12月末までの間において、他の地方公共団体において、広告付き窓口番号案内システム設置事業の実績を有すること。
- (2) 弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。また、弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、同要領に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税において滞納がないこと。

## 3. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和4年1月13日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式1）により、電子メールにて12.の担当部署のメールアドレス宛に送信すること。  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。
- (3) 回答予定日：令和4年1月20日（木）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載  
※質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては受け付けません。

## 4. 参加表明手続及び資格審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類（各1部）
  - ア 参加意思表明書（様式2）
  - イ 実績調書（様式3）
  - ウ 財務諸表等の写し（直近年度のもの）
  - エ 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（参加意思表明書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたもの）
  - オ 直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、市税（法人市民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）（参加意思表明書を提出する

日を基準として3カ月以内に発行されたもの）（ただし、市税については弘前市で課税がある場合に限る）

※ア～オ順で綴ってください。

**(2) 提出期限**

令和4年1月26日（水）午後5時まで（必着）

**(3) 提出方法及び提出先**

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先は12. の担当部署宛とします。

**(4) 参加資格の通知**

参加資格審査の結果は、参加表明者にファクスで通知します。

## 5. 企画提案書の作成及び提出

**(1) 提出書類**

提出書類の部数は、正本1部、副本7部とします。

ア 企画提案書（以下、「提案書」という。）

提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとすること。

なお、様式は任意様式とするが、A4版（縦・横は自由）で作成すること。

①システム機器等の仕様

②設置するモニター機器等の仕様

③映像の制作・放映方法・構成

④行政情報の作成・放映方法

⑤広告内容の審査体制

⑥その他、提案の独創性など

⑦事業者の業態

⑧類似事業の導入実績

⑨機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制

※提案書の正本には表紙に社名を記載し、副本7部は会社名等が推測できないように作成すること。

イ 会社概要

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。

**(2) 提出期限**

令和4年2月8日（火）午後5時まで（必着）

**(3) 提出方法及び提出先**

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出先は 12. の担当部署宛とします。

提出期限までに提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

## 6. 選定方法

本プロポーザルにおける事業者の選定にあたっては、令和 3 年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書により書類審査を実施し、最も総合評価の高い提案者を契約候補者とします。

## 7. 事業者の選定

### (1) 評価の方法及び評価基準

評価に当たっては、提出された提案書における提案内容について、別添 2 「令和 3 年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業評価基準書」のとおりとします。

審査委員 5 名が審査し、その総得点（委員 1 人 100 点満点、総得点 500 点）により評価します。

### (2) 選定方法

ア 審査委員会の審査を経て、最低基準点（総得点が満点の 60%）を超える者で、総得点が最も高い者を契約候補者に選定します。

イ 参加事業者が 1 者のみの場合も評価を実施し、評価及び契約候補者の選定は前記と同様の方法で行います。

ウ 最高得点を得た者が 2 者以上ある場合は、委員会の会長が決定します。

### (3) 審査結果の通知

審査結果を全提案者に書面で通知します。また、契約候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に 12. の担当部署へ説明を求めることができます。

## 8. 日程

令和 4 年 1 月 5 日 (水)	公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）
令和 4 年 1 月 13 日 (木)	質問受付締め切り
令和 4 年 1 月 20 日 (木)	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和 4 年 1 月 26 日 (水)	参加意思表明書提出締め切り

令和4年2月 8日（火） 企画提案書等提出締め切り

令和4年2月15日（火） 企画提案審査

令和4年2月下旬 審査結果通知

令和4年3月上旬 契約締結

令和4年7月 4日（月） 運用開始

※日程については、変更する場合があります。

## 9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 10. 協定の締結

審査の結果、選定された契約候補者は、本市と本事業に係る協定を締結するものとします。

## 11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提案書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しないものとします。
- (3) 提案書類は、審査を行う作業に必要な範囲内において複製することができます。
- (4) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は提案者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができます。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 審査結果について一切の異議申立ては受け付けないものとします。
- (7) 提出された提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年2月27日弘前市例第19号）の規定による請求があった場合は、提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、本プロポーザルの契約候補者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

(8) 番号案内システムで放映する広告の内容を掲載した紙媒体および紙媒体を提出するためのラック、消毒液スタンドを利用したパネル広告（以下「付帯設備」という。）等の設置を希望する場合は、提案書において付帯設備の仕様（大きさ、材質等）、設置希望場所、台数等を明記すること。

## 1 2. 担当部署

弘前市市民生活部市民課 【担当：佐々木、長利】

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話番号 0172-35-1113（直通）

FAX 番号 0172-39-1063

E-mail shimin@city.hirosaki.lg.jp